

FOR TOMORROW

しぶや法人



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈第10回通常総会〉

— 第10回通常総会報告 — (事業報告/収支決算報告) — 渋谷税務署人事異動報告 —

2022.8・9
No. **577**
令和4年

第10回通常総会報告	3
インボイス制度説明会の御案内	7
渋谷税務署人事異動報告 / 渋谷税務署新幹部ご紹介	8
事業ア・ラ・カルト	12
都税コーナー	14

法人会掲示板

8月・9月(10月)実施予定の主な事業について

- ※いまだ、先々の事業の会報紙面でのご案内が難しい状況です。
渋谷法人会HPまたは、会報封入チラシでご確認下さい。
- ※インボイス制度関連の説明会を開催する予定です。
- ※9月下旬から各ブロックごとの税務講習会を開催する予定です。
ご案内は、各ブロックごとにお葉書でご案内する予定です。

オンライン講習会のご案内

- 9月29日(木)～10月26日(水) 『はじめての経理実務』
1回2時間の講座で、期間中24時間何度でも受講可能 (詳細：同封チラシ参照)
- 10月13日(木)～10月26日(水) 『年末調整・法定調書講座』
6時間の講座で、期間中24時間何度でも受講可能 (詳細：同封チラシ参照)

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

- ◆**申込先** 東京法人会連合会
事業課：TEL 3357-0771
土・日・祝日を除く午前9時～午後4時
- 1. 申込みの際①所属法人会名②法人名③相談者名④連絡先TEL・FAXをお知らせ下さい。
- 2. 申込み状況によってはお断りする場合があります。
- 3. 申込み後、別途下記担当法律事務所に電話のうえ、相談日時等を打ち合わせて下さい。
※その際必ず『東京法人会連合会の法律相談』利用の旨を告げて下さい。

- 4. 相談日時は祝日を除く毎週月曜日から金曜日の午前10時・11時・午後2時・3時・4時

- ◆**相談料** 1時間まで無料 追加30分に付き：5,500円(税込) 実費支払い
- ◆**相談資格** 都内各法人会の会員企業および代表者等(同一法人：月1回まで)
- ◆**相談内容** 法律全般(相続等、会社業務以外の相談も可) **近隣トラブル等は不可**
- ◆**相談担当** 成和パートナーズ法律事務所(新橋) 港区西新橋1-20-3 虎ノ門法曹ビル501号室
TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

都営三田線：内幸町駅A3出口徒歩3分
JR：新橋駅烏森口徒歩7分
東京メトロ銀座線：虎ノ門駅1番出口徒歩5分
※法律相談所での相談となります。電話での相談はお受けしていません。

事務局からのお知らせ

8月11日(木)から16日(火)は事務局職員の夏季休暇とさせていただきます。

決算法人説明会のお知らせ

日時 令和4年8月24日(水)
午後1時30分～3時30分
場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室
日時 令和4年9月21日(水)
午後1時30分～3時30分
場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室

該当の会社は是非ご出席下さい。

※9月は開催場所が変更になる場合があります
該当の会社には、葉書でご案内差し上げます
その他の方は渋谷法人会HPでご確認下さい

全議案原案通り承認可決 第10回通常総会終了



長島会長挨拶

去る6月24日(金)午後3時より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて第10回通常総会を開催しました。

(令和4年3月末有効議決権数3,155 委任状1,656 出席128)

第8回・第9回と、通常通り開催することが出来ませんでした。第10回の今回も、前2回ほどではないにせよ、人数制限をし、懇親会も着席し、仕切りを設けて、出来るだけ席を離れないようお願いしての開催となりました。

会員の皆様のご理解とご協力により、委任状も早々に過半数に達し、提出された諸議案は全て、原案通り承認可決されました。

その後、令和3年度に納税功労のあった方々に記念品を贈呈させていただき、続いてご来賓の渋谷税務署長の室谷 幸一様、東京都渋谷都税事務所長の成瀬貴子様、渋谷区長長谷部 健様にご祝辞をいただき、公益社団法人 渋谷法人会 第10回通常総会を終了いたしました。



室谷税務署長ご祝辞



成瀬都税事務所長ご祝辞



長谷部渋谷区長ご祝辞

業務執行理事 <敬称略>

会長	長 島 祐 司		
副会長	新 居 常 男	厚生委員長	源泉研究部会担当
副会長	渡 辺 博	総務委員長	女性部会担当
副会長	野 口 アキラ	広報委員長	
副会長	雨 宮 孝 幸	組織委員長	
副会長	松 井 美千代	財務委員長	
副会長	遠 藤 久 介	税務委員長	
副会長	増 田 泰 雄	社会貢献委員長	青年部会担当
副会長	村 田 暁 宣	事業研修委員長	



納税功労者



納税功労者記念品贈呈

正しい税知識を学ぼう

令和3年度事業報告

<概況>

令和3年度は「法人会の基本理念」に則り、納税意識の高揚、会員の研鑽、社会への貢献を図り、公益法人の使命を達成し、組織的に事業活動を展開するための事業計画を策定いたしました。2年間にわたる新型コロナウイルスとの闘いは、急速に進んだワクチン接種や治療薬の開発もあり、ようやく事態打開に向けた光明が見え始めた中、新たに派生したオミクロン株により国内でも感染者が急拡大し、今後どのような状況になっていくのか大変気掛かりになります。一部の業種では雇用促進調整助成金や休業支援金・給付金等によって企業の休業期間中の雇用を守っていました。

9月末をもって行動制限も段階的に緩和されて、日本の経済は持ち直しの動きがみられるようになりました。

“3密回避”“不要不急”“ステイホーム”など「ウィズコロナ」の新しい生活様式の定着も見られる中、テレワークの急速な普及により、在宅勤務が日常となり、ウェブ会議・オンライン研修も定着しました。

税制面では、デジタル技術で業務やサービスを変革する企業を税制面でサポートする制度「DX(デジタル・トランスフォーメーション)投資促進税制」が創設されました。業務効率化のため、クラウドサービスを利用してグループ企業内でデータを共有するための設備投資を行った企業に対し、投資額の3%を法人税額から差し引くか、減価償却費に初年度だけ投資額の30%を上乗せできます。また、グループ企業内ではなく、他の企業とデータ共有を行うために投資した場合は、法人税額から差し引ける額が5%に増えます。

新型コロナで影響があった方への税制改正点では、土地の固定資産税は、3年ごとに評価が見直されますが、令和3年度は評価替えの年にあたり、近年の地価の上昇傾向を考慮し、令和3年に限って新たな評価額が令和2年度を上回る場合は、令和3年度の税額は引下げられた税額となりました。この措置は、新型コロナによる打撃を受けた企業や個人の負担を和らげるためのものであり、商業地、住宅地、農地など全ての土地が対象となりました。



議案審議



懇親会

このような状況下で当会では、税務情報・知識の普及推進のため、様々な事業の計画を実施しましたが、多くの事業が中止・延期あるいは、大幅に定員を削減しての事業活動を余儀なくされました。

青年部会は、部会の主軸の事業に定着した「租税教室」を区内の小学校2校で開催し、未来を担う子供達に税の大切さを伝えることが出来ました。

女性部会の「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、優秀作品には賞状と記念品を贈呈しました。

また、社会貢献委員会の「区内特養ホーム慰問」も感染拡大防止のため今年も中止いたしました。渋谷区と渋谷社会福祉事業団へは、新型コロナの影響を受けた子供達の支援として30万円を寄付いたしました。

会運営にあたっては、本部・支部及び部会役員、そして多くの会員の皆様の役割・責任とボランティア精神によりまして、コロナ禍においても事業活動に参加・ご協力いただき、お陰様で地域社会に貢献することができました。



事業報告・事業計画案報告
渡辺総務委員長



決算報告・予算報告
松井財務委員長



会計監査報告
黒澤監事

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	23,851,812	27,906,909	△ 4,055,097
(現金)	(1,003,899)	(2,397,414)	(△ 1,393,515)
(当座預金)	(650,268)	(468,354)	(181,914)
(普通預金)	(15,666,884)	(18,674,951)	(△ 3,008,067)
(郵便貯金)	(6,530,761)	(6,366,190)	(164,571)
未収会費	1,260,600	1,516,800	△ 256,200
前払金	4,278	7,310	△ 3,032
【流動資産合計】	25,116,690	29,431,019	△ 4,314,329
2. 固定資産			
(1)基本財産			
土地	6,037,281	6,037,281	0
定期預金	439,834,860	439,834,860	0
普通預金	20,057,460	20,057,246	214
投資有価証券	100,000,000	100,000,000	0
【基本財産合計】	565,929,601	565,929,387	214
(2)特定資産			
社会貢献引当資産	851,407	851,399	8
会館修繕積立資産	10,000,000	0	10,000,000
【特定資産合計】	10,851,407	851,399	10,000,008
(3)その他固定資産			
建物	49,970,591	52,325,226	△ 2,354,635
建物付属設備	313,654	365,563	△ 51,909
車両運搬具	401,765	603,250	△ 201,485
什器備品	2,224,605	691,874	1,532,731
電話加入権	430,400	430,400	0
ソフトウェア	499,992	693,537	△ 193,545
長期前払費用	10,360	10,360	0
【その他固定資産合計】	53,851,367	55,120,210	△ 1,268,843
【固定資産合計】	630,632,375	621,900,996	8,731,379
【資産合計】	655,749,065	651,332,015	4,417,050
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	77,000	0	77,000
前受金	135,000	120,000	15,000
預り金	191,703	235,073	△ 43,370
【流動負債合計】	403,703	355,073	48,630
2. 固定負債			
退職給付引当金	12,806,940	11,329,060	1,477,880
【固定負債合計】	12,806,940	11,329,060	1,477,880
【負債合計】	13,210,643	11,684,133	1,526,510
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産			
【一般正味財産合計】	642,538,422	639,647,882	2,890,540
(うち基本財産への充当額)	(565,929,601)	(565,929,387)	(214)
(うち特定資産への充当額)	(10,851,407)	(851,399)	(10,000,008)
【正味財産合計】	642,538,422	639,647,882	2,890,540
【負債及び正味財産合計】	655,749,065	651,332,015	4,417,050

事業に参加することがメリットにつながる

正味財産増減計算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部				支払手数料	3,143,710	2,597,632	546,078
1. 経常増減の部				雑費	0	90,251	△90,251
(1) 経常収益				管理費	13,085,224	11,875,620	1,209,604
基本財産運用益	161,004	80,429	80,575	給料手当	5,210,140	5,315,940	△105,800
基本財産受取利息	161,004	80,429	80,575	退職金共済掛金	156,000	149,000	7,000
特定資産運用益	8	8	0	退職給付費用	295,576	445,224	△149,648
特定資産受取利息	8	8	0	福利厚生費	16,080	10,400	5,680
受取会費	36,925,950	38,165,000	△1,239,050	法定福利費	804,393	785,503	18,890
一般会費受取会費	36,925,950	38,165,000	△1,239,050	旅費交通費	191,535	228,432	△36,897
事業収益	2,838,214	2,221,405	616,809	通信運搬費	214,837	209,061	5,776
講習会会費収益	585,000	98,000	487,000	減価償却費	674,447	665,309	9,138
福利厚生事業収益	1,350,864	1,307,605	43,259	消耗什器備品費	76,236	21,792	54,444
広告収益	829,000	721,000	108,000	消耗品費	78,099	65,679	12,420
貸館業収益	73,350	94,800	△21,450	リース料	169,751	130,643	39,108
受取補助金	28,290,114	29,341,139	△1,051,025	印刷製本費	298,274	300,944	△2,670
全法連受取助成金	26,879,600	27,924,000	△1,044,400	広告宣伝費	104,500	104,000	500
東法連受取助成金	1,410,514	1,417,139	△6,625	車輛管理費	23,763	2,358	21,405
雑収益	1,995,958	558,358	1,437,600	光熱水料費	208,162	190,764	17,398
受取利息	214	151	63	事務所管理費	662,934	417,105	245,829
雑収益	1,995,744	558,207	1,437,537	保険料	211,121	209,961	1,160
【経常収益計】	70,211,248	70,366,339	△155,091	表彰費	138,580	138,452	128
(2) 経常費用				緒謝金	10,000	20,000	△10,000
事業費	54,235,477	51,823,639	2,411,838	会場費	1,166,418	435,912	730,506
給料手当	20,840,560	21,263,760	△423,200	租税公課	563,117	564,400	△1,283
退職金共済掛金	624,000	596,000	28,000	諸会費	348,925	148,375	200,550
退職給付費用	1,182,304	1,780,896	△598,592	支払負担金	38,000	6,000	32,000
福利厚生費	64,320	41,600	22,720	会議費	374,491	232,442	142,049
法定福利費	3,217,571	3,142,013	75,558	寄附金	300,000	300,000	0
旅費交通費	1,120,541	965,730	154,811	渉外慶弔費	57,000	8,100	48,900
通信運搬費	4,015,648	4,008,998	6,650	委託費	112,800	129,663	△16,863
減価償却費	2,697,787	2,661,234	36,553	新聞図書費	34,125	26,873	7,252
消耗什器備品費	304,948	87,166	217,782	支払手数料	374,320	355,888	18,432
消耗品費	663,615	754,396	△90,781	貸倒損失	171,600	257,400	△85,800
リース料	679,005	522,571	156,434	【経常費用計】	67,320,701	63,699,259	3,621,442
印刷製本費	6,439,893	5,615,679	824,214	評価損益等調整前当期経常増減額	2,890,547	6,667,080	△3,776,533
広告宣伝費	10,000	0	10,000	評価損益等計	0	0	0
車輛管理費	95,052	9,431	85,621	当期経常増減額	2,890,547	6,667,080	△3,776,533
光熱水料費	832,647	763,056	69,591	2. 経常外増減の部			
事務所管理費	2,651,738	1,668,421	983,317	(1) 経常外収益			
保険料	844,483	839,843	4,640	経常外収益計	0	0	0
表彰費	76,067	0	76,067	(2) 経常外費用			
緒謝金	680,000	545,999	134,001	固定資産売却損	7	0	7
会場費	35,630	35,630	0	経常外費用計	7	0	7
租税公課	2,252,473	2,257,600	△5,127	当期経常外増減額	△7	0	△7
支払負担金	274,000	72,000	202,000	【当期一般正味財産増減額】	2,890,540	6,667,080	△3,776,540
会議費	164,901	351,025	△186,124	【一般正味財産期首残高】	639,647,882	632,980,802	6,667,080
委託費	960,973	965,508	△4,535	【一般正味財産期末残高】	642,538,422	639,647,882	2,890,540
新聞図書費	363,611	187,200	176,411	Ⅲ 正味財産期末残高	642,538,422	639,647,882	2,890,540

この社会あなたの税がいきている

インボイス制度説明会の御案内

適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、既に受付が開始されており、制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、**令和5年3月31日まで**に登録申請を行う必要があります。

1 説明会の内容・日程

消費税の「インボイス制度」の基本的な仕組みについて説明します。

★印の日程では、消費税の仕組みから知りたい方向けに消費税の基礎も説明します。

日 時	開催場所	定員
令和4年8月23日（火） 10時00分～10時45分	渋谷区立商工会館 5階 第一会議室 渋谷区渋谷1-12-5	30名
令和4年8月24日（水）★ 10時00分～11時00分	渋谷区立商工会館 2階 大研修室 渋谷区渋谷1-12-5	50名
令和4年8月24日（水）★ 11時30分～12時30分	渋谷区立商工会館 2階 大研修室 渋谷区渋谷1-12-5	50名
令和4年9月21日（水）★ 10時00分～11時00分	渋谷区立商工会館 2階 大研修室 渋谷区渋谷1-12-5	50名
令和4年9月21日（水）★ 11時30分～12時30分	渋谷区立商工会館 2階 大研修室 渋谷区渋谷1-12-5	50名
令和4年9月22日（木） 10時00分～10時45分	渋谷区立商工会館 2階 大研修室 渋谷区渋谷1-12-5	50名
令和4年10月18日（火）★ 10時00分～11時00分	渋谷区立商工会館 2階 大研修室 渋谷区渋谷1-12-5	50名
令和4年10月18日（火）★ 11時30分～12時30分	渋谷区立商工会館 2階 大研修室 渋谷区渋谷1-12-5	50名
令和4年10月21日（金） 10時00分～10時45分	渋谷区立商工会館 5階 第一会議室 渋谷区渋谷1-12-5	30名

※ 令和4年11月以降も順次開催する予定です。

2 申込先【事前予約制】

渋谷税務署 法人課税第2部門 ☎03-3463-9181（代表）（内線5024）

3 説明会の参加に当たって

- 会場の収容人数の都合上、**事前予約制**とさせていただきますので、参加を希望される方は、事前に上記連絡先まで申込みをお願いします。
定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ



渋谷税務署

みんなの力で法人会を大きく育てよう

渋谷税務署 異動報告

7月10日の定期異動により、渋谷税務署の幹部の方々の異動がありました。
そこで法人会事業と関わりのある新幹部の方をご紹介します、今後のご指導ご支援をお願い申し上げます。

新署長に
みやざき
宮崎

かずひさ
和久氏

法人担当副署長

(留任) ^{ひかい}肥海 ^{とも のり}智紀氏 (法人総括担当)

(新任) ^{はきい}波木井 ^{こういち}公一氏 (法人調査担当)

(新任) ^{たかぎ}高木 ^{まもる}衛氏 (法人調査担当)

令和4年度渋谷税務署人事異動 (敬称略)

渋谷(新)	氏名	前任(前官職)	渋谷(前)	氏名	異動先(新官職)
署長	宮崎和久	局・徴収・次長	署長	室谷幸一	退職
法人総括副署長	肥海智紀	留任	法人総括副署長	宮本光章	局・査察・統括官
法人調査副署長	波木井公一	庁・法人・補佐	法人調査副署長	大澤義之	局・調一・特調官
法人調査副署長	高木衛	武蔵府中・特調官(法)・特調官	法人調査副署長	肥海智紀	留任
法人第1統括官	永島英一	麻布・法1・統括官	法人第1統括官	高群征史	江東西・法人・特調官
法人第2統括官	百武順子	相模原・法4・統括官	法人第2統括官	坂部康大	庁・消費税室・企画専門官
法人第3統括官	高岡俊雄	品川・特情官・特情官	法人第3統括官	齋利明	総務・センター(芝)・主任管官
総務課長補佐	持永瞬一	留任	総務課長補佐	持永瞬一	留任
法人審理上席	三浦由成	日野・法人・統括官	法人審理上席	大久保和也	江東東・法人・上席
法人会担当	斎藤雅	留任	法人審理上席	長岡望	練馬西・法人・上席
法人審理調査官	中本十郎	留任	法人会担当	中本十郎	留任
法人審理上席	杉山健一	留任	法人審理上席	杉山健一	留任
法人審理調査官	鈴木勇樹	練馬東・法人・調査官	法人審理調査官	石渡篤実	豊島・法人・調査官

退任のごあいさつ

前 渋谷税務署長
室谷 幸一氏



盛夏の候、公益社団法人渋谷法人会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ごとで恐縮ですが、この度の定期異動で国税の職場を退職することとなりました。長島会長をはじめ、渋谷法人会の皆様方には、昨年の着任以来、大変お世話になりました。心より感謝を申し上げます。

この1年間、渋谷法人会におかれましては、コロナ禍ということであらゆる行動が制約される中にありましても、各種説明会などの開催を通じた税知識の普及、区内小学校での租税教育活動を行っていただくとともに、消費税のインボイス制度やキャッシュレス納付な

ど、私どもの取組にご理解をいただき、これらに関する周知・広報の面でもご協力を賜りました。皆様方のご尽力に対しまして、重ねて御礼を申し上げます。

今後とも、情報発信の最先端である「渋谷」におきまして、魅力ある会活動を展開していただき、更に組織を拡大されることをご期待申し上げるとともに、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくためには、全国でもトップクラスの会員数を誇ります渋谷法人会のお力添えが必要不可欠であると考えております。税務行政の良き理解者として、引き続き、変わらぬご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、新型コロナウイルス感染症が1日も早く収束し、平穏な社会が戻ることを願いますとともに、公益社団法人渋谷法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、退任のあいさつとさせていただきます。

電子納税、電子申告を活用しよう

渋谷税務署 新幹部ご紹介

(敬称略)



副署長 高木 衛

出身：埼玉県川口市
 前任：武蔵府中税務署特別国税調査官（法人税等担当）
 一言：他署ではありますが、以前、法人会担当統括官を8年務めさせていただきました。貴会で開催するイベントの際には、可能な限り参加させていただき、会員の皆様方と交流していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副署長 肥海 智紀

出身：静岡県清水市（現静岡市）
 前任：留任（2年目）
 一言：平素より大変お世話になっております。この渋谷の街で、また1年仕事ができますことを大変嬉しく思っております。皆様と交流を深めるとともに、少しでも皆様のお役に立てればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

署長 宮崎 和久

出身：鹿児島県志布志市
 前任：東京国税局徴収部次長
 一言：渋谷税務署は、平成26年に法人担当副署長を務めて以来8年ぶりの勤務となります。その際にも、法人会の皆様には、各種行事や研修会などを通じて大変お世話になるとともに、たくさんのご支援をいただきました。再度、渋谷法人会の皆様と一緒に税務行政に携われることを大変うれしく思っています。コロナ禍ではありますが、以前と同様に、法人会の皆様との交流の機会を大事にしていきたいと考えています。どうぞ、よろしくお願いいたします。

副署長 波木井 公一

出身：千葉県沼南町（現柏市）
 前任：国税庁課税課課長補佐
 一言：国税庁では、法人会（全法連）の担当を3年半（延べ）務めておりました。租税教室や絵はがきコンクールを始めとした取組に感謝申し上げます。単位会の現状などもお聞かせいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



法人課税第3部門 審理担当上席調査官 杉山 健一

出身：東京都八王子市
 前任：留任（2年目）
 一言：渋谷税務署勤務2年目となります。引き続き研修会の講師を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

法人課税第3部門 統括国税調査官 高岡 俊雄

出身：埼玉県新座市
 前任：品川税務署 特別調査情報館
 一言：渋谷署は初めての勤務となります。コロナ禍が続く中ですが、様々な活動を通じて会員の皆様との交流を深めたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

法人課税第1部門 統括国税調査官 永島 英一

出身：大分県臼杵市
 前任：麻布税務署 法人課税第一部門統括官
 一言：初めての渋谷署勤務となります。前々年が神田署、前年が麻布署と皇居をぐるっと回る感じで異動していますが、法人会の皆様と一緒に様々な行事に取り組みながら交流を深めることで、渋谷署の街の魅力を知りたいと考えておりますので、一年間よろしくお願いいたします。

法人課税第1部門 審理担当上席調査官 三浦 由成

出身：石川県七尾市
 前任：日野税務署 法人課税第三部門
 一言：初めての渋谷署勤務となります。本年、法人会の担当をさせていただくことになりました。皆さまとの交流を深めたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

管理監督者の論点

社会保険労務士 安藤 貴裕

今回は、管理監督者といえるための要素と考え方について、先日弁護士と打合せをした内容をご紹介します。

労働基準法の規定

労働基準法上、労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用が除外される者の一つに「監督若しくは管理の地位にある者」(41条2号。いわゆる「管理監督者」)があります。

行政解釈では、管理監督者とは、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者であり、その判断は、役職名など形式ではなく、その職務内容、責任と権限、勤務態様等の実態によって行うものとされています。具体的な判断要素としては、主に以下の3点、すなわち

- ① 労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動せざるを得ない重要な職務内容、責任と権限を有していること
- ② 現実の勤務態様も、労働時間等の規制になじまないようなものであること
- ③ 賃金等について、その地位にふさわしい待遇がなされていること

が挙げられています(ここでは、①を「権限の要素」、②を「勤務態様の要素」、③を「待遇の要素」といいます)。

そして、裁判所においても、最高裁判例は存在しないものの、下級審裁判例の多くは、基本的には上記の行政解釈を踏まえて行われているのが現状です。

各要素の関係

上記①②③の各要素は、労働条件の決定その他労務管理について、経営者と一体的な立場にある者といえるかどうかを、総合的に判断するための要素に過ぎず、厳密な意味での法律要件とは異なることとなります。総合判断にあたっての一要素に過ぎないということは、上記①②③の各要素の中で一部でも肯定できる要素が認められれば、管理監督者性が肯定されることになるものではなく、逆に、上記①②③の各要素の中で、一部でも否定できる要素が認められれば、管理監督者性が否定されることになるものでもないということを意味することになります。

このような理解の下では、上記①②③の各要素のうち、管理監督者に当たるかどうかを判断するにあたって、どの要素を重視して判断を行うべきか、という点が重要になるのですが、この点に関する判断が、その時々労働基準監督官や裁判官において各者各様になってしまっているのが、管理監督者性の判断を不明確なものとしてしまっている原因の一つであるといえます。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

どのように考えるべきか

弁護士の話では、上記①②③の各要素の中では、基本的には①の権限の要素に基づいて、判断を行えば足りるものと考えています。以下、具体的に説明いたします。

まず、労基法41条2号がいわゆる「管理監督者」を労働時間等に関する規定の適用除外としている趣旨について考えてみたいと思います。

そもそも会社等の組織において、経営判断とその業務の執行を行うのは経営者自身です。しかし、組織の規模が大きくなると経営者自身がすべての業務を処理することは困難となります。そこで、ある一定規模以上の組織になると、当該組織を内部的にいくつかの部門（例えば、開発部門、営業部門、管理部門など）に分けて、各部門を運営していくことになります。その際に経営者に代わって、当該部門の業務の執行や、業務従事者の労務管理を行う労働者が、管理監督者となります。管理監督者は、労働者ではあるものの、労働条件の決定その他労務管理について「経営者と一体的な立場にある者」といわれるのは、以上のような理解に基づいています。

そうすると、管理監督者といえるかどうかの判断において、本質的に重要なのは、当該「管理監督者」が経営者に代わって当該部門の業務の執行や業務従事者の労務管理を行うなどの重要な職務内容や責任と権限を有しているかどうかという点であり、それに尽きるはずですが。このような理解に基づいた場合には、もし、当該「管理監督者」について以上のような意味での「権限の要素」が肯定できない場合には、その一点をもって管理監督者性は否定されることになり、反対に「権限の要素」が肯定されるのであれば、「勤務態様の要素」や「待遇の要素」の点に関わらず、管理監督者性は肯定してよいということになります。

「権限の要素」と②「勤務態様の要素」、③「待遇の要素」との関係については、別の機会でも取り上げたいと思いますが、弁護士の見解としては、「権限の要素」を離れて②「勤務態様の要素」や③「待遇の要素」を別途検討することについては、判断結果を不明確にするだけであり、実益がないと考えているようです。

権限の及ぶ範囲

「権限の要素」に関しては、その範囲について、ファストフードの店長の管理監督者性が争点となったかつての裁判例では、「企業全体の経営方針等の決定過程に関与している」と評価できなければならないような理解が示されたこともありました（東京地判平成20年1月28日）。しかし、このような理解は、経営者と管理監督者との役割分担や関係性などからも明らかにおり、誤りであり、当該組織部分が「企業にとって重要な組織単位」であれば足りると解するのが今日的な理解です。

規模の大きな会社になると、内部的に分けられた部門の中でも、さらに、組織の単位を細分化しているのが一般的です（例えば、課やグループなど）。細分化された組織単位の中で、どの範囲までを当該組織にとっての「重要な組織単位」にあたりと評価することができるのかということについての基準を明らかにすることが、管理監督者の範囲をできる限り明確に判断するために必要なことであり、今後の課題であるといえるのではないのでしょうか。



令和4年度簿記講習会終了！

4月8日(金)から開催していた令和4年度初級簿記講習会を6月7日(火)に無事終了した。まだまだコロナ禍も落ち着かないが、少人数であることと、感染症対策を十分にとった上で開催した。受講者は12名。

検定試験の実施方法も大幅に変更になっており、ウェブ受験と通常の試験の2種類から選べるようになっており、試験時間の短縮等もあり、難易度が上がっていると言われている。



修了証授与



簿記講習会最終日

部会だより

『租税教室』を開催（神宮前小学校）

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か？税金はなぜ必要なのか？ということを学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会でも、去る5月31日(火)神宮前小学校で6年生を対象に2クラスに分けて開催した。出席者は合計59名。

当日は、楽しく学べるように“絵”を利用して、税金の種類と概略、税金は何に使われていて、もし税金がなかったら…といったことから、日本と外国の消費税についても説明した。講師：松本部長・上田幹事、助手：松崎幹事。



租税教室・講師：松本部長



租税教室・講師：上田幹事



地震予知は 直近に限る？

フリーランスライター
藤木順平

友人が文句を言っていた。「見たい番組を留守録していたら、地震速報が入って場面が切り替わり、番組は中止になっていた」と。

チャイムのあと「〇〇で地震があり、震度2」というテロップが画面に流れると、不謹慎ながら震度2でそこまでする？と思ってしまう。番組が中止になるほどの地震なら、それはそれで大変だし、関係者にはお気の毒なのだが…。

かつて、地震は予知できるとして、ある大学の先生方を中心に、たくさんの国家予算を費やして地震計を設置。結果、何年か前に「予知できない」と白旗を掲げたことがある。

国が予知できないのならと、市井の地震学者や研究家、物好き、一般市民が予知に乗り出した。いわく、「変な形の雲があった」「発光現象があった」「深海魚が出てきた」「カラスが騒いだ」「子どもが急に勉強を始めた」などなど（最後のやつは冗談）。

「私は30年前に、あの地震を予知していた」という人がいたら、そんなに前から？すごい！と思ってはダメ。30年の間にはさまざまなことが起きるものだ。日本では震度4以上の地震が年間50回ほど、どこかで発生している。

来年は関東大震災から100年。改めて地震対策に取り組むにはいい機会だ。

【筆者紹介】藤木順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

令和4年5月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
3	DESTINY LIGHT(株)	吉本 晶子	渋谷2-19-15		小売業

令和4年6月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	(株)FARMONTE	遠山 晃司	東1-1-38	3400-0365	イラスト制作グラフィックデザイン
3	(株)マルチブ리케이션	松葉 忍	渋谷2-19-15		広告制作業
4	リバイタルコンサルティング(株)	和田 光世	道玄坂1-10-8		情報サービス業
4	建商(株)	尾崎 敏之	桜丘町4-14-701	3464-0333	不動産賃貸業
5	(株)映音空間	折橋 久登	道玄坂2-18-11	6455-1569	録音スタジオ
5	LE.O.VE(株)	多江 和晃	神南1-17-11	6455-2922	訪問看護事業
7	Welink ジャパン(株)	衛 東	幡ヶ谷1-10-3	5302-6080	通信機器清蔵開発等

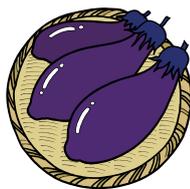
季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

8・9月

『ナス』

「秋ナスは嫁に食わすな」ということわざがある。夏の暑さが和らぎ、秋風が吹き始めるころのナスはおいしいので、姑が嫁には食べさせないという説や、体を冷やすからよくない、種が少ないので、子宝に恵まれない、など諸説ある。



ナスの原産地はインド。日本へは中国を経由して伝わった。平城京の長屋王邸宅跡から出土した木簡にナスの記述があり、奈良時代にはすでに栽培が行われていたことがわかる。

ナスの品種は150を超えるが、京野菜の賀茂ナスのような丸ナスと長ナスの2種類に大別され、全国的に特徴的な郷土ナスがある。大阪・泉州地方の水ナスは水分をたっぷり含み、皮が薄く軟らかいのが特徴で、ぬか漬けて食べるのが一般的だ。ナスの皮の色素ナスニンは抗酸化作用がある。さまざまな料理方法でナスをおいしく食べたい。

『秋分の日』

秋分の日は二十四節気の一つで、今年は9月23日。昼と夜の長さがほぼ同じになる日だ。夏の名残の暑さもようやく収まり、ひんやりとした空気を感じるころでもある。



秋分の日は二十四節気の一つで、今年は9月23日を中日とした7日間が彼岸。この期間に墓参りをして先祖供養するのは、日本独自の風習だという。1948年に施行された「国民の祝日に関する法律」では、秋分の日は「祖先をうやまい、亡くなった人々を偲ぶ」と記されている。もともと秋分のころに豊作を祝う自然信仰があり、それが祖先を敬う気持ちに結び付いたらしい。

彼岸に欠かせないのがおはぎ。小豆をつぶした餡が秋に咲くハギの小さな花に似ていることから「おはぎ」とよばれるようになった。江戸時代の文献にも彼岸におはぎを配るという記述がある。おはぎを食しながら先人に思いをはせたい。

メールアドレスを登録しよう



9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です (23区内)
 6月にお送りした納付書により、9月30日(金)までにお納めください。

＜ご利用になれる納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

<p>スマホアプリ</p>	<p>クレジットカード</p> <p>インターネットの専用サイトから納税が出来ます。</p>	<p>インターネットバンキング モバイルバンキング ATM</p> <p>ペイジーにて納税ができます。</p>
<p>口座振替</p> <p>都税Web口座振替申込受付サービスにて、9月10日までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第2期分からの口座振替が可能です。</p>	<p>コンビニ</p>	<p>窓</p> <p>金融機関、郵便局、都税事務所・都税支所・支庁の窓口</p>

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な場合は、所管の都税事務所にご相談ください。

【お問合せ先】

- ＜課税について＞ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
- ＜納税について＞ 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局HP
都税の支払い方法



災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

◆減免する場合

崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

◆減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税 (23区内)、不動産取得税、個人事業税 など

※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。(不動産取得税を除く。)

◆減免を受けるための手続

減免を受けるためには、原則として、納期限(不動産

取得税を除く。)までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村(火災の場合は消防署)で発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆詳しくは、所管の都税事務所までお問い合わせください。

東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税を減免します

【減免対象】

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われた新築の東京ゼロエミ住宅(※)のうち、次のいずれかの要件を満たす住宅の取得(ただし最初の不動産取得税の課税対象となる取得に限る)

振替納税を利用しよう

- ① 太陽光発電システム（※）を設置していること
 - ② 水準2又は水準3の基準を満たしていること
- （※）助成対象のものに限る。

【減免される割合】

5割（①及び②のいずれにも該当する場合は10割）

- 減免を受けるには申請が必要です。
詳しくは、新築した住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所・支庁へお問い合わせください。
- この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。
詳しくは主税局HPをご確認ください。



主税局HP



環境局HP

インターネット公売(動産・自動車・不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産・自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

	動産・自動車	不動産等
公告日	令和4年8月25日(木)	
公売参加申込期間	令和4年8月26日(金)13時～令和4年9月7日(水)23時	
入札期間	令和4年9月12日(月)13時～ 令和4年9月14日(水)23時	令和4年9月12日(月)13時～ 令和4年9月20日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の〈公売情報〉からアクセスできます。 インターネット公売（動産・自動車・不動産等）をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報はホームページをご覧ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-3027)	

主税局ホームページ〈公売情報〉

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内>

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

東京都 公売

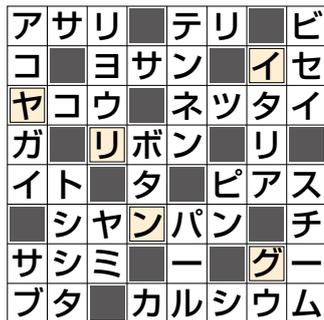
検索

主税局 メールマガ

検索

しぶや法人No.576
クロスワードパズル◎解答

解答 イヤリング



◎当選者

しぶや法人No.576の“クロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。

- 千駄ヶ谷 桑名様
- 代々木 曾根様
- 広尾 山本様
- 代々木 野村様
- 代官山町 高山様

正解者の中から 抽選で5名の方に クオカード1000円分 をプレゼント!

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail : info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX : 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、**令和4年8月26日(金)**〈消印有効〉とさせていただきます。また応募は**お1人様1通限り**とさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。



縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が一つずつ入ります。
太線で囲まれた3×3のブロックにも、1～9までの数字が一つずつ入ります。
A・B・C・D・Eのマスに入る数字を答えて下さい

解答例

4	3	5	7	2	1	8	9	6
9	2	7	6	4	8	5	1	3
6	8	1	5	9	3	7	4	2
2	4	3	1	8	9	6	7	5
7	5	9	2	3	6	4	8	1
8	1	6	4	7	5	2	3	9
1	6	8	3	5	7	9	2	4
3	9	4	8	6	2	1	5	7
5	7	2	9	1	4	3	6	8
A	B	C	D	E				
2	4	3	2	9				

問題

A	1	3		2				
8			1			5		B
6			4				2	
	7	5			1			
4			C					3
			6			4	9	
	6		D		8			2
		2			6			1
		E		7		9	5	
A	B	C	D	E				

従業員の退職金準備は

東法連 特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手順で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965



TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>